

(3)高知県 在留資格別外国人住民数推移【5年間】

区分	在留資格	活動内容等	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
特別永住者		入管特例法によって定める特例の在留資格。1945年9月2日以前から引き続き日本に在留する者及びその子孫	484	461	435	418	399
一時庇護許可者							
経過滞在者							
中长期在留者	教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	19	23	21	23	23
	芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(2)の表の興行の項の欄に掲げる活動を除く。)					
	宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	4	2	2	1	1
	報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動					
	高度専門職1号	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの					
	高度専門職1号イ	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動		1		2	3
	高度専門職1号ロ	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動				1	1
	高度専門職1号ハ	一略一					
	高度専門職2号	前号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動					
	高度専門職2号イ～ニ	一略一					
	経営・管理 (※H26まで投資・経営)	日本で貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	6	7	7	8	9
	法律・会計事務	一略一					
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	3	6	8	10	10	
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動((1)の表の教授の項の欄に掲げる活動を除く。)	1	1	1	1	1	

区分	在留資格		活動内容等	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
中 長 期 在 留 者	教育		本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	102	109	116	131	142
	技術	技術・人文 知識・国際 業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(1)の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの欄に掲げる活動を除く。)	71	73	76	90	114
	人文知識・ 国際業務			20	20	10	14	18
	企業内転勤		本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の欄に掲げる活動	20	20	10	14	18
	介護		－略－					
	興行		演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項の欄に掲げる活動を除く。)	8	5	11	8	3
	技能		本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	53	69	52	46	55
	特定技能1号							4
	特定技能2号							0
	技能実習1		次のイ又はロのいずれかに該当する活動					
		技能実習1号イ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。)第八条第一項の認定(技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)に係る業務に従事する活動		3	6	2	12
		技能実習1号ロ	技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	382	466	588	612	737
	技能実習2		次のイ又はロのいずれかに該当する活動					
		技能実習2号イ	技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動			3	8	8
	技能実習2号ロ	技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	537	597	758	959	1,071	

区分	在留資格	活動内容等	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
中 長 期 在 留 者	技能実習3	次のイ又はロのいずれかに該当する活動					
	技能実習3号イ	技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動					
	技能実習3号ロ	技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動				44	136
	文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動((4)の表の留学の項から研修の項までの欄に掲げる活動を除く。)	8	12	6	10	7
	短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動					
	留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前記課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	607	676	726	699	653
	研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動((2)の表の技能実習の項の欄第1号及びこの表の留学の項の欄に掲げる活動を除く。)	4	3	3	3	6
	家族滞在	(1)の表、(2)の表又は(3)の表の在留資格(外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。)をもって在留する者又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動5年、	86	94	109	109	125
	特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	34	35	54	54	76
	永住者	法務大臣が永住を認める者	893	939	944	937	955
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者等 日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	295	289	289	287	291
	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	14	12	14	11	11
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	96	94	93	92	96	
その他							
合 計			3,727	3,997	4,332	4,580	4,967

※出展は、法務省統計局 在留外国人統計

※ 登録者数は、各年12月末日現在のデータである

※ 活動内容等は、法務省在留外国人統計表2018年12月末日の【参考】在留資格一覧表から抜粋